

伺

令和2年 No.32

○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年4月14日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規則第17号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正 | | | | 現 行 | | | |
|---|-----------|-------------|---|---|-----------|-------------|---|
| 〔省略〕 (会計機関の代理等) 第3条 会計規程第5条第6項に規定する会計機関の分任機関及び代理は、別表第1のとおり定める。 2 会計規程第5条第6項に規定する代行機関及び代行機関が処理する事務の範囲は、別表第2のとおり定める。 3～4 〔省略〕 〔省略〕 | | | | 〔省略〕 (会計機関の代理等) 第3条 会計規程第5条第6項に規定する会計機関の分任機関及び代理は、別表第1のとおり定める。 2 会計規程第5条第6項に規定する代行機関及び代行機関が処理する事務の範囲は、別表第2のとおり定める。 3～4 〔省略〕 〔省略〕 | | | |
| 別表第2-1 (第3条第2項関係) 代行機関の職位及び処理する事務の範囲 | | | | 別表第2-1 (第3条第2項関係) 代行機関の職位及び処理する事務の範囲 | | | |
| 会計機関名 | 職 位 | 代行機関の職位 | 代行機関が処理する事務の範囲 | 会計機関名 | 職 位 | 代行機関の職位 | 代行機関が処理する事務の範囲 |
| 出納命令役 | 財務・研究推進部長 | <u>経理課長</u> | 収入又は支出の原因となる行為のうち、随意契約のできる範囲内のもの及び収納額又は支払額が定額となっているものの収納及び支出に関する事務、又はこれらに準ずるものの収入又は支出に関する事務 | 出納命令役 | 財務・研究推進部長 | <u>財務課長</u> | 収入又は支出の原因となる行為のうち、随意契約のできる範囲内のもの及び収納額又は支払額が定額となっているものの収納及び支出に関する事務、又はこれらに準ずるものの収入又は支出に関する事務 |
| 〔省略〕 | | | | 〔省略〕 | | | |
| 別表第2-2 (第3条第2項) 代理の代行機関の職位及び処理する事務の範囲 | | | | 別表第2-2 (第3条第2項) 代理の代行機関の職位及び処理する事務の範囲 | | | |
| 会計機関の代理名 | 代理の職位 | 代理の代行機関の職位 | 代理の代行機関が処理する事務の範囲 | 会計機関の代理名 | 代理の職位 | 代理の代行機関の職位 | 代理の代行機関が処理する事務の範囲 |
| 出納命令役代理 | 事務局長 | <u>経理課長</u> | 出納命令役代理が事故又は不在の場合の事務を代理すること。 | 出納命令役代理 | 事務局長 | <u>財務課長</u> | 出納命令役代理が事故又は不在の場合の事務を代理すること。 |
| 〔省略〕 | | | | 〔省略〕 | | | |

〔省略〕

附 則

この規則は、令和2年 月 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

〔省略〕